

第 20 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 31 年 2 月 26 日 (火) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 53 分まで

2 開催場所 幕別町役場 3 階会議室

3 出席委員 (22 名)

会長	24 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23 番	鯖戸	英明
	1 番	香西	浩志
	3 番	高野	英一
	4 番	渡邊	ひろ子
	5 番	井田	留吉
	6 番	齊藤	一男
	7 番	前川	厚司
	8 番	橋本	浩弥
	9 番	高橋	孝二
	11 番	蛸原	一治
	12 番	石川	雅洋
	13 番	森	勤子
	14 番	飛田	榮
	15 番	齊藤	正孝
	16 番	西田	利幸
	17 番	帰山	茂義
	18 番	吉田	正宏
	19 番	中村	富士男
	20 番	棚	範貴
	21 番	澤邊	佳範
	22 番	松本	誠

4 欠席委員 (2 名)

	2 番	菅野	能稔
	10 番	深松	俊英

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第 1 号 2020 年度農業政策と予算に関する要望意見について
第 2 号 各種研修会の報告について
第 3 号 農地所有適格法人報告書の受理について
第 4 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第 1 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認について
第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
 第4号 現況証明について

- | | | |
|---|------------|-------|
| 6 | 事務局長 | 廣瀬 紀幸 |
| | 忠類支局長 | 川瀬 康彦 |
| | 農地振興係長 | 岩岡 夢貴 |
| | 忠類支局農地振興係長 | 鈴木 亮二 |
| | 農地振興係主査 | 菅原美栄子 |
| | 農地振興係主任 | 南 敦朗 |

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第20回農業委員会総会を開催いたします。次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に16番西田委員、17番帰山委員を指名いたします。よろしくお願ひします。</p> <p>次に諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、2番菅野委員、10番深松委員より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「2020年度農業政策と予算に関する要望意見について」を議題といたします。事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号「2020年度農業政策と予算に関する要望意見について」、次のとおり十勝農業委員会連合会を通じ、北海道農業会議へ提出したので報告いたします。2020年度農業政策と予算に関する要望意見につきましては、昨年11月22日に農政部会で協議され、11月28日開催の第12回総会でご決定いただき、12月11日に幕別町に対しまして、「農業政策等に関する意見書」を提出し、国並びに道に対して働きかけの要請を行っておりますことから、同様の内容で十勝農委連を通じ、北海道農業会議へ提出するものでございます。内容につきまして、朗読は省略いたしますが、要望事項として「自然災害による農業被害対策について」「地域の実態に即した担い手への農地集積の推進及び農家戸数減少への取り組みについて」「農業基盤整備事業予算の確保について」「有害鳥獣の駆除対策について」「国際通商交渉について」「経営支援対策強化について」「農業委員会関係予算の確保について」の以上7項目でございます。要望の内容、理由につきましては記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第1号については報告のとおり承認されました。</p>

議長

次に、報告第2号「各種研修会の報告について」を議題といたします。事務局から報告第2号の説明をいたします。

事務局

報告第2号「各種研修会の報告について」。下記の3つの研修会に参加いたしました。1と3の研修会は都合により出席できなかった委員さんもおられますことから、簡単ではありますが、ご報告いたします。なお、この件の資料はありませんので口頭によりご報告させていただきます。

まず1番の「南十勝農業委員等研修会について」ですが、この研修会は南十勝農業委員会連絡協議会主催で、今年度は中札内村農業委員会の主管により2月6日、7日の両日、南十勝5町村の農業委員、職員合わせて73名が出席して開催されました。1日目は新得町の農事組合法人共働学舎新得農場の宮嶋代表による「十勝の地理的な特長を活かした農業へ」と題した講演がありました。宮嶋氏がアメリカでの牧場研修の経験から「絶対にアメリカの真似はしない」と考え、炭と木材のみで牛にストレスを与えない牛舎を建て、ヨーロッパの品質重視の農業を志向したこと。世界各地のチーズコンテストで入賞し、ヨーロッパと日本との地理的環境の違いとして日本の水は「軟水」であること。また十勝の太陽光、光環境は東からの光が強く、生産に向いていることなどを説明し、最後に「これらの地理的特徴を活かした生産とモノづくりで十勝の農業は活性化する」と力強く述べられていました。

2日目は有賀司法書士事務所の有賀真理司法書士から、今年から施行される「民法（相続法）の改正解説など」の説明を受けました。被相続人の死亡により残された配偶者への配慮から、配偶者の居住権が創設されたこと。遺言書の作成が全本人の自書からパソコンでの目録作成が認められたことなど、改正の内容についての説明を受けました。また、講師の経験から遺言書を作っておいた方がよいと思う場合として、1例目は夫婦だけの世帯。これは子ども親もないが被相続人に兄弟がいる場合は、その兄弟も法定相続人となるので、配偶者にすべて相続したいのであれば作成しておいたほうが良い。2例目として、相続手続きに時間と費用を要することから、法定相続人の誰かが行方不明、海外に在住している場合などを挙げていました。

次に2番の「農業委員会会長・会長職務代理者・事務局長研修会について」ですが、十勝農業委員会連合会の主催によりまして管内農業委員会の会長・会長職務代理者・事務局長を対象とした研修会が2月15日に、帯広川西農協別府事業所で開催されております。まず、帯広川西農業協同組合の有塚代表理事組合長から「十勝農業の黎明期から今日、そして未来に向けて」と題した講話が行われ、十勝の開拓は民間で行われたので、他の地域に比べ団結力、チャレンジ精神のある地域であること。将来に向けて十勝農業は国際競争力をつけること。そのためには、生産現場での食料の安心、安全を確保することが大切になること。また、阪神淡路大震災以降、日本の活火山活動は活発になってきており、十勝でも台風被害があるなど自然災害が多発し、備えの時代となることなどを述べられていました。講話の後は、JA帯広川西の農産物加工処理施設へ移動し、長いも選果場や出荷施設を視察しました。

最後に3番の「南十勝農業後継者担い手対策研修会」は南十勝農業委員会連絡協議会主催、幕別町農業振興公社が主管で2月20日、忠類コミュニティセンターにおきまして開催されました。北見市で司会業、婚活イベントを手掛けるエムフォーヌ代表の鈴木朝子（すずきともこ）氏による講演が行われ、イベントにおけるマッチング成功法や参加する農家男子の服装、会話、心構えといったノウハウなど、大変興味深い内容でありました。

以上、簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

議長

報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第2号については報告のとおり承認されました。

議長

次に、報告第3号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第3号の説明をいたします。

事務局

報告第3号「農地所有適格法人報告書の受理について」。農地所有適格法人報告書について、XXXXXXXXXXほか7法人から提出がありましたので報告いたします。書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。

議長

報告第3号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第3号については報告のとおり承認されました。

議長

次に、報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第4号1番の説明をいたします。

事務局

報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。案件は議案書4ページの、今月18日に町公社が利用調整を行った1件であります。内容につきましては記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長

報告第4号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第4号1番については報告のとおり承認されました。

議長

次に、議案第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。議案第1号1番から9番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第1号1番から9番について、議案書をもとに朗読】

以上の9件につきましてはそれぞれ農地法第18条の規定に基づき合意解約が為されておりますので、賃貸借及び使用貸借の解約が成立しているものと考えております。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番から9番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第1号1番から9番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第2号1番、2番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

【議案第2号1番、2番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番、2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号3番、4番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号3番、4番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書2ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号3番、4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号3番、4番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号5番、6番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号5番、6番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書3ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番 15番説明いたします。これらの案件は、前耕作者の経営の法人化に伴う借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号5番、6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号5番、6番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号7番、8番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号7番、8番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書4ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号7番、8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号7番、8番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号9番から14番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号9番から14番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書5ページから7ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議

案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19 番

19 番説明いたします。9 番から 12 番の案件は、前耕作者の経営の法人化に伴う借換えであります。また、13 番、14 番の案件は更新であります。借主はいずれも意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 9 番から 14 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第 2 号 9 番から 14 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第 2 号 15 番、16 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 2 号 15 番、16 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書 8 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3 番

3 番説明いたします。これらの案件は、今月 18 日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 15 番、16 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第 2 号 15 番、16 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号17番から20番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号17番から20番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書9ページから10ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。これらの案件は、昨年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主はいずれも買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号17番から20番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号17番から20番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号21番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号21番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書11ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21番 21番説明いたします。この案件は、今月18日に町公社が利用調整を行った案件であります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については、問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号21番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第2号21番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番、2番について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。
	【議案第3号1番、2番について議案書をもとに朗読】
	これらの案件は、別添農地法第3条調査書1ページから2ページに記載されておりますとおり、同法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22番	22番説明いたします。これらの案件は、今月18日に石川委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番、2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第3号1番、2番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第3号3番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号3番について議案書をもとに朗読】
	この案件は、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番 8番説明いたします。この案件は、今月18日に石川委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号3番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号4番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号4番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。この案件は、今月18日に石川委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号4番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号5番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号5番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。この案件は、前耕作者の経営の法人化に伴う借換えでありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第3号5番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号6番について事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第3号6番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番

15番説明いたします。この案件は、今月18日に石川委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号6番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号7番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号7番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。この案件は、後継者への生前贈与による所有権移転でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号7番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号7番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号8番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号8番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書8ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は、今月18日に石川委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号8番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号9番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号9番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書9ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21番 21番説明いたします。この案件は、今月18日に石川委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号9番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号9番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号「現況証明について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第4号「現況証明について」。農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17 番	<p>17 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月 18 日に石川委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第 4 号 1 番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第 4 号 2 番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第 4 号 2 番について議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
3 番	<p>3 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月 18 日に菅野委員、渡邊委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第 4 号 2 番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>議案は以上であります。 これをもちまして、第 20 回農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>ご起立願います。ご苦勞様でした。</p>